

ISILによるテロ行為に関する意見書

今般、シリアにおいて、ISIL（イスラム国）が2名の邦人に対し非道、卑劣極まりないテロ行為を行った。このようなテロ行為は、いかなる理由や目的によっても正当化されるものではない。

いま求められているのは、国際社会が結束して、ISIL（イスラム国）に対処し、国連安保理決議2170（2014年8月）が求めているように、外国人戦闘員の参加を阻止し、資金源を断つなど、孤立させ、追いつめ、武装解除と解体に追い込んでいくことである。日本政府の外交も、こうした方向に資するものとなるべきである。

また、こうした悲劇を繰り返さないためにも、この間の日本政府の対応について、冷静な検証が求められる。

本市議会は、テロリズムを断固として非難するとともに、決してテロを許さない姿勢を今後も堅持することをここに表明し、以下の点について政府に強く要望する。

記

1. 中東・アフリカ諸国に対する人道支援を拡充し、国連安全保障理事会決議に基づいて、テロの脅威に直面する国際社会との連携を強め、取り組みを一層強化すること。
2. 国内はもとより、海外の在留邦人の安全確保に万全の対策を講ずること。
3. 2名の邦人が拘束されてから、政府がとってきた対応について、検証して必要な情報を可能な限り公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年3月17日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛